



陸軍省領肆第一七九〇號

無木為第一七二部



天四第一四二號

大申
陸軍省領肆第一七九〇號
天四第一四二號

韜重隊は長用銃劍御渡方之義ニ付伺

韜重隊ニ於テ隊附は長之儀ハ兵器御備附定額
表ニ基キ從來スル銃並胸乱及單刀相渡置候
就而ハ平常風紀勤務其他徒歩演習之節ハ右三器
且背囊ヲ携帶為致來候處銃單刀之面器ヲ供用
スルハ他各科ニ類似無之甚ク不汰載而已ナラズ徒歩遠
路行軍ホノ節蓋支不敷候間ハ多用トシテ銃劍ハ
本別送御備付相成候様致度此致相伺候也

陸軍省領肆第一七九〇號

十三年四月二十日

陸軍少將曾我祐準

陸軍卿大山 崋 殿

曰道

以綱是付世平幸納更金物共み居心

五百七



陸軍省 領事第一八七九號

天四第二〇五號

木 第 一 號

破損之銃等之取替

兵器引換及新規活下ヶ按之為目

同

當其各隊備付兵器公考或ハ演習中
破損為矢及滿期品別表之通其之
活下後亦取替其按按及此臣相同也

明治十三年

陸軍少將曾我祐準

四月廿七日

陸軍少將曾我祐準

陸軍卿大山 巖 殿

這而破損及為矢等自己ハ不注畫之出ス
其之處分對置其為此臣中添付也

0589

河之通
舟日
三

| | | | | | |
|--------------|------|-------|-------------|-------|-----------------------------------|
| 技術 遅 塚 | 局 著 | | 局 發 | | スベテ電信ヲ頼ル出 ルモノハ通信規則ノ 通り心得ベキ事 |
| | 五月七日 | 信濃分局 | 五月七日 | 第二時五分 | |
| | | 第 六 號 | 字 數 五 拾 三 字 | 第 五 號 | 報 |

イ キ ル ダ ウ ホ
 ナ ウ ヘ ツ ヘ シ ン
 ヤ ト ク フ ヤ タ ダ コ
 ゴ フ ノ ダ タ ツ シ ン
 ホ ノ ダ タ ツ シ ン
 フ ツ コ フ ア
 フ コ フ ア
 フ ア リ

見
 留
 中
 修

野
 塚
 大
 修